様式第１４号（第１７条関係）

軽微な変更に該当していることを証明しない旨の通知書

第　　　　　　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　様

橿原市長　　　　印

　別添の軽微変更該当証明申請書及び添付図書に記載の低炭素建築物新築等計画の変更は、下記の理由により都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第４４条の軽微な変更に該当しないことと判断したので、橿原市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第１７条第３項の規定に基づき通知します。

なお、この処分に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内に、橿原市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内）に、橿原市（訴訟において市を代表する者は、橿原市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

記

１　申請受付番号

　　　　第　　　　　　　　　号

２　申請受付年月日

　　　　　　年　　　月　　　日

３　申請に係る建築物の位置

４　理由